

建設水道委員会付託表

令和6年9月18日

議案第56号 令和6年度愛知県一宮市一般会計補正予算

第1表 歳入歳出予算補正

8款 土木費

.....関係歳入.....

第2表 債務負担行為補正（関係分）

第3表 地方債補正（関係分）

議案第60号 令和6年度愛知県一宮市公共駐車場事業特別会計補正予算

議案第62号 令和6年度愛知県一宮市水道事業会計補正予算

議案第63号 令和6年度愛知県一宮市下水道事業会計補正予算

議案第64号 一宮市空家等対策協議会条例の一部改正について

議案第66号 一宮市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第71号 市道路線の廃止及び認定について

認定第1号 令和5年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

認定第2号 令和5年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和6年9月18日 建設水道委員会 資料一覧表

資料番号	件名	作成部課	議案番号
1	令和6年度 一般会計9月補正予算（案） 特定財源内訳調	建設部	第56号
2	令和6年度 一般会計9月補正予算（案） 特定財源内訳調	まちづくり部 都市計画課	
3	令和6年度 一般会計9月補正予算（案） 特定財源内訳調	建築部 住宅政策課	
4	地下駐車場修繕事業（公共駐車場事業特別会計）	まちづくり部 都市計画課	第60号
5	下水道使用料【特定区域】の過大徴収について	上下水道部 営業課	第63号
6	第1排水区・南部排水区 浸水被害軽減対策事業	上下水道部 下水道整備課	
7	公共下水道日光川上流流域関連事業第7次負担区	上下水道部 営業課	第66号

No. 1

建設水道委員会 令和6年9月18日

建設部

令和6年度 一般会計 9月補正予算(案) 特定財源内訳調

(8款)土木費 (2項)道路橋梁費

(単位:千円)

科 目	歳出予算額	特 定 財 源						一 般 財 源		
		国 ・ 県 支 出 金				市 債			そ の 他	
8・2・3 道路新設改良費	45,000	○ 16・2・7・1 道路橋梁費補助金 ・単独土地改良事業工事費補助金(県5/10) の内 生活関連道路改良事業 15,000				○ 22・1・4・1 道路橋梁債 ・道路整備事業 道路改良事業 30,000		0	0	
計	45,000	国	0	県	15,000	計	15,000	30,000	0	0

(8款)土木費 (2項)道路橋梁費

(単位:千円)

科 目	歳出予算額	特 定 財 源					一 般 財 源		
		国 ・ 県 支 出 金			市 債	そ の 他			
8・2・4 道路舗装費	20,000	○ 16・2・7・1 道路橋梁費補助金 ・単独土地改良事業工事費補助金(県5/10) の内 生活関連舗装改良事業 20,000					0	0	0
計	20,000	国	0	県	20,000	計	20,000	0	0

(8款)土木費 (3項)水路費

(単位:千円)

科 目	歳出予算額	特 定 財 源					一 般 財 源		
		国 ・ 県 支 出 金			市 債			そ の 他	
8・3・2 水路新設改良費	15,000	○ 16・2・7・2 水路費補助金 ・単独土地改良事業工事費補助金(県5/10) の内 農村総合整備 15,000			○ 22・1・4・2 水路債 ・農業水利施設災害防止事業 単独土地改良事業 15,000 用排水路改良事業 △ 15,000		0	0	
計	15,000	国	0	県	15,000	計	15,000	0	0

8款 合計	80,000	国	0	県	50,000	計 50,000	30,000	0	0
-------	--------	---	---	---	--------	----------	--------	---	---

(ただし、建設部事業分のみ)

No.2

建設水道委員会 令和6年9月18日

まちづくり部 都市計画課

令和6年度 一般会計9月補正予算(案)特定財源内訳調

(8款)土木費 (4項)都市計画費

(単位:千円)

科 目	歳出予算額	特 定 財 源						一般財源
		国・県支出金				市 債	そ の 他	
8. 4. 7 緑化推進費	△ 238	0				0	0	△ 238
計	△ 238	国	0	県	0	計	0	△ 238
8. 4. 8 交通事業推進費	3,079	15. 2. 1. 1 総務管理費補助金 ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国）の内 △ 1,320				0		4,399
計	3,079	国	△ 1,320	県	0	計	△ 1,320	4,399
8款 合 計	2,841	国	△ 1,320	県	0	計	△ 1,320	4,161

(ただし、まちづくり部の事業のみ)

令和6年度 一般会計9月補正予算(案)特定財源内訳調

(8款)土木費 (7項)住宅費 (単位:千円)

科 目	歳出予算額	特 定 財 源					一般財源		
		国・県支出金			市 債	そ の 他			
8. 7. 1 住宅管理費	0	15. 2. 1. 1 総務管理費補助金 ・デジタル田園都市国家構想交付金（国）			1		△ 1		
計	0	国	1	県	0	計	1	0	△ 1

地下駐車場修繕事業（公共駐車場事業特別会計）

事業費：12,515千円

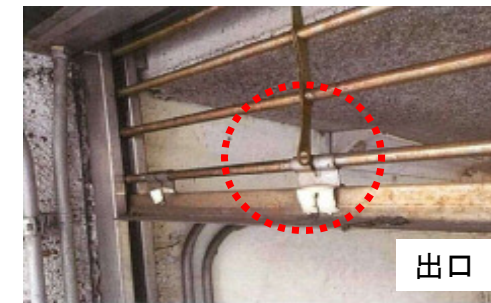
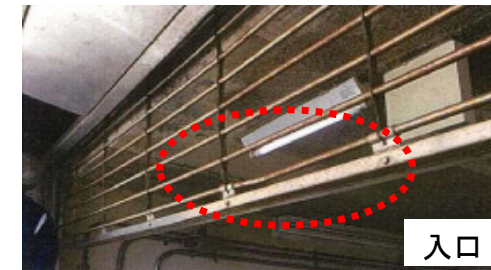
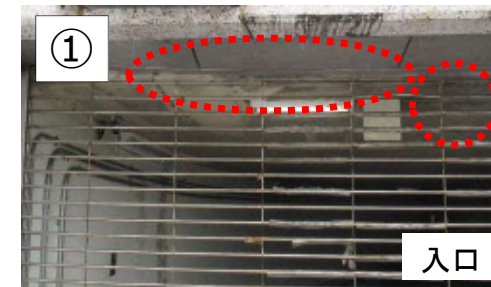
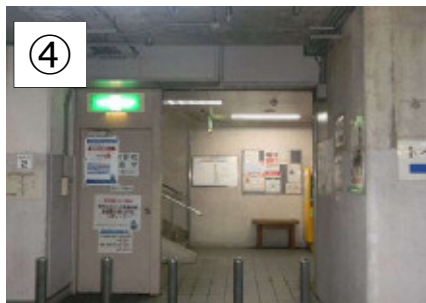
銀座通公共駐車場出入口シャッター等の取替工事

No. 4

建設水道委員会 令和6年9月18日

まちづくり部 都市計画課

・定期点検等にもとまない不良箇所が判明したため、取替工事を行うもの



節(細節)	区 分	現予算額	9月補正額		補正の事業内容
10節 (13細節)	需用費 施設修繕料	48,200千円	12,515千円	9,800千円	① 銀座通公共駐車場出入口シャッター取替工事
				1,274千円	② 汚水ポンプ取替工事
				656千円	③ 雨水・湧水ポンプ取替工事
				785千円	④ 防火シャッター部材取替工事

下水道使用料【特定区域】の過大徴収について

No. 5

建設水道委員会 令和6年9月18日

上下水道部 営業課

～計量器の種別と排水設備の不整合による過大計量～

内 容

公共下水道（特定区域）へ排水を始めた昭和49年以降、当該事業者が設置した現地の排水設備（せき）の大きさと市側で設置した計量器の種別が合致していなかったことから、計量していた排水量が過大となっていました。

発見の経緯

令和5年度から計量器の更新工事を進める中で、令和6年1月の現地確認中にせきと計量器の種別の違いを市職員が発見しました。

今後の対応

地方自治法の規定（還付については地方税の例による。）を適用し、過大徴収した下水道使用料（時効5年）及び還付加算金について、当該事業者に戻還いたします。

還付額：14,234,354円（平成31年3月分から令和6年2月分）

（内訳）過大徴収額 + 還付加算額 = 13,834,854円 + 399,500円

9月補正予算計上額

	計上額	計量器と排水設備の不整合(1事業者)	計量器の故障(2事業者)	合計
○営業外費用 還付加算金	61 千円	60,000 円	971 円	60,971 円
○特別損失 過年度損失	19,032 千円	13,834,854 円	5,196,637 円	19,031,491 円
還付加算金	341 千円	339,500 円	1,329 円	340,829 円
合計	19,434 千円	14,234,354 円	5,198,937 円	19,433,291 円

再発防止策

更新した計量器の情報を正確に整理し、使用料、維持管理等に係わる資料として引継ぎをしっかりと行います。合わせて定期点検時には、種別をその都度確認することを徹底します。

計量器（せき式流量計）の仕組み

【概略平面図】



◆せきを越流する水位（h）をフロートの上下動により計測し、予め設定された数値により排水量を計測する。

【概略断面図】

図1 排水設備（せき：□20）

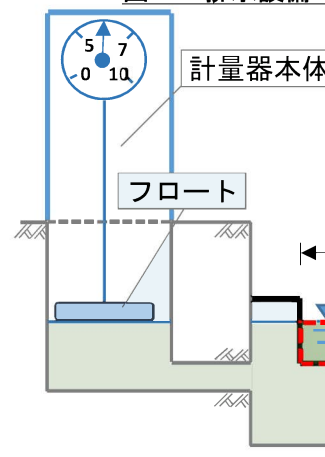
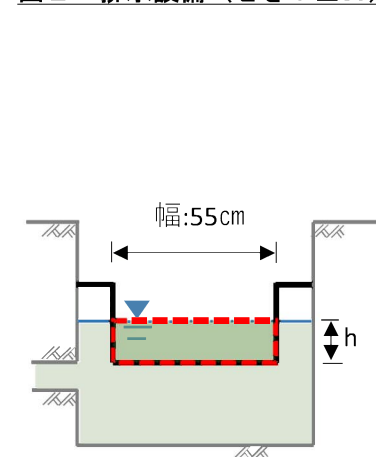
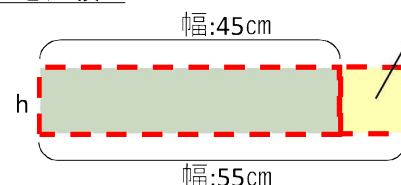


図2 排水設備（せき：□30）



せき比較



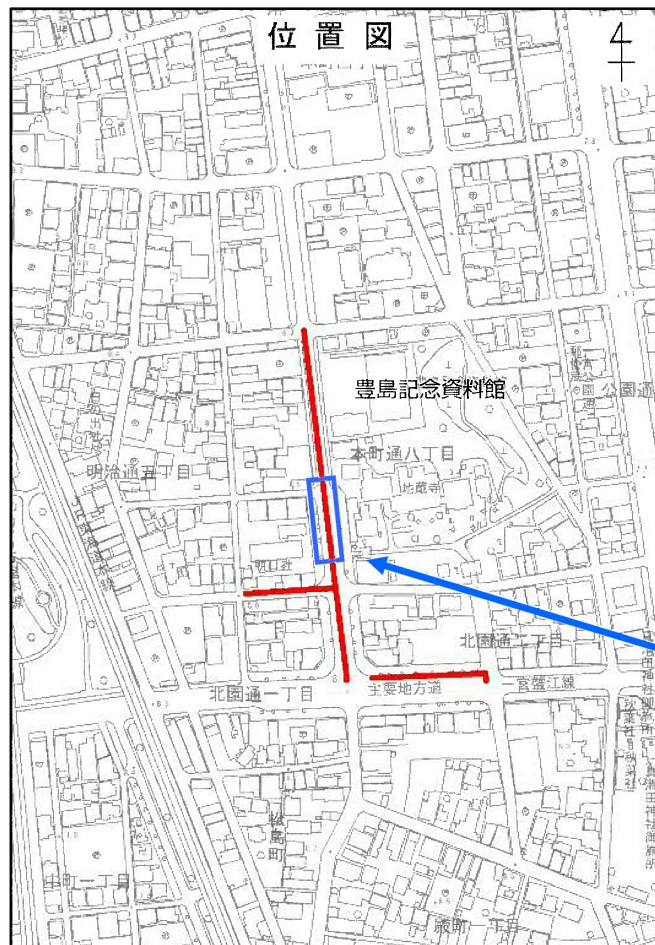
計量する排水量は
平均で1.25倍

第1排水区・南部排水区 浸水被害軽減対策事業

No. 6

建設水道委員会 令和6年9月18日

上下水道部 下水道整備課



○工事内容

- ・工事名 : 本町通8丁目地内ほか
雨水管布設工事 (週休2日)
- ・工事場所 : 一宮市本町通8丁目地内ほか
- ・工事概要 : 推進工Φ1800~Φ500 L=221m
開削工Φ600~Φ300 L=110m
- ・請負者 : 大興・吉田特定建設共同企業体
- ・工期 : 令和5年9月5日~令和7年3月14日
- ・請負額 : 567,025,800円

○主な増額理由

- ・交通誘導員の配置見直し
57,000千円
 - ・物価上昇・人件費高騰
(インフレスライド) 21,000千円
 - ・推進工事の泥水注入量変更
(土質調査の結果) 22,000千円
- 合計100,000千円

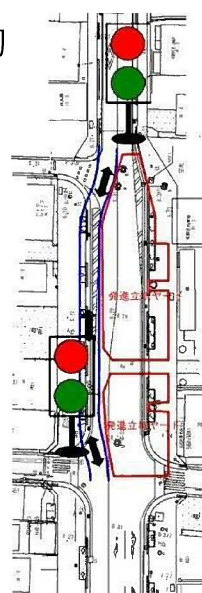
○主な価格上昇資材

- ・推進管 80本
価格上昇率 : 10.98%
(628,000円/本→697,000円/本)

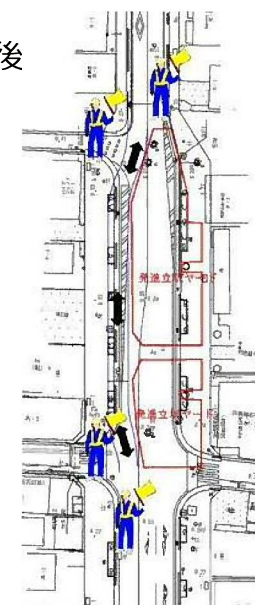
交通誘導員配置図 (夜間)

当初

変更後



警察との
協議の結果



- ・配置人数 (夜間)
(0人→4人) 配置図参照

凡例



公共下水道日光川上流流域関連事業第7次負担区

No. 7

建設水道委員会 令和6年9月18日

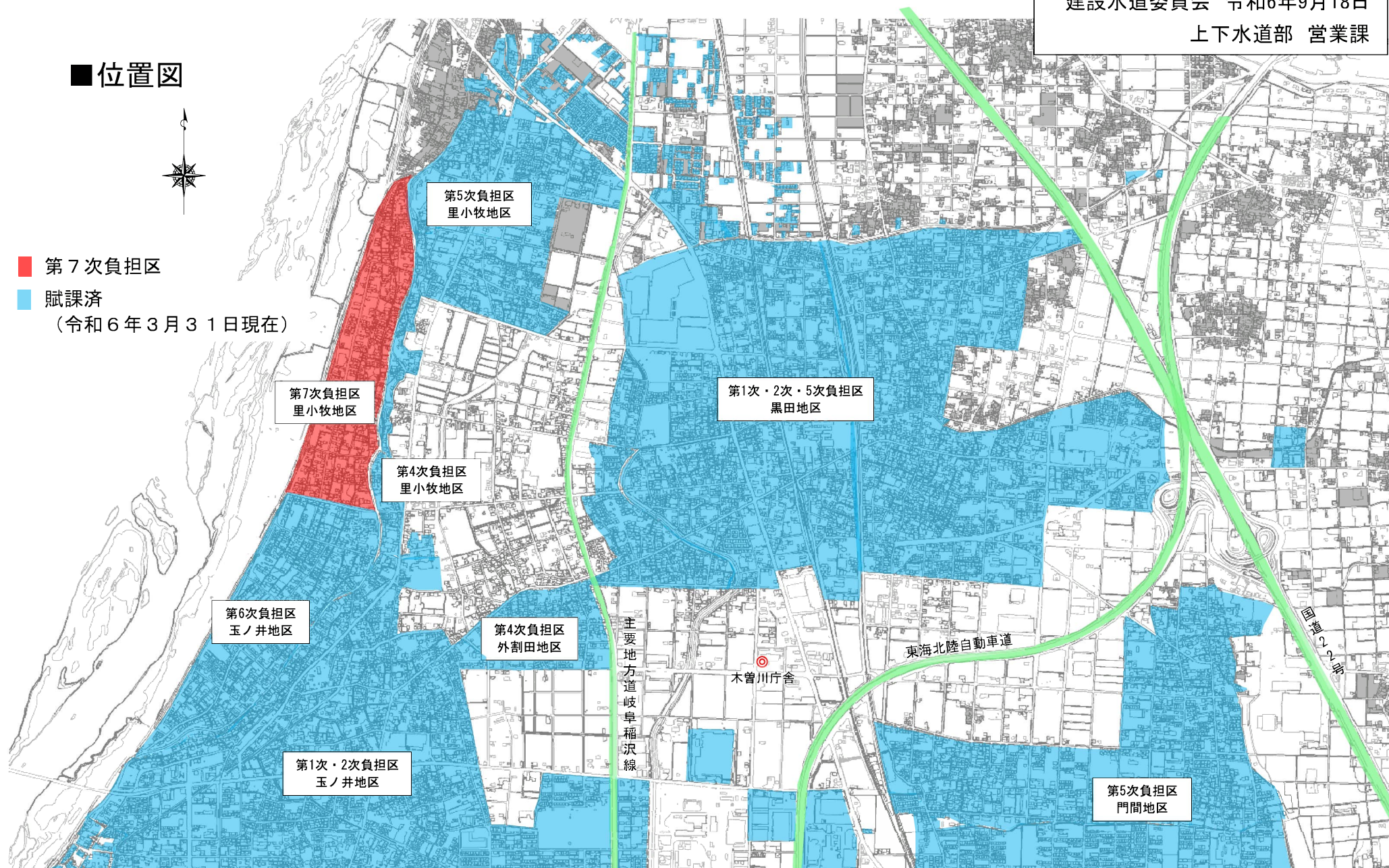
上下水道部 営業課

■位置図



■ 第7次負担区

■ 賦課済
(令和6年3月31日現在)



受 益 者 負 担 金 概 要

1 負担区	公共下水道日光川上流流域関連事業 第7次負担区
2 世帯数 (令和6年4月1日現在)	6 1 0 世帯
3 人口 (令和6年4月1日現在)	1, 4 0 1 人
4 負担区総面積	2 7 5, 8 0 0 m ²
5 賦課対象面積	約 1 9 3, 1 0 0 m ²
6 総事業費	7 1 7, 1 8 6, 4 2 2 円
7 受益者負担金対象事業費	4 2 5, 2 3 8, 5 0 0 円
8 単位受益者負担金額	2 0 0 円/m ²
9 受益者負担金総額	約 3 4, 7 5 8, 0 0 0 円

各 負 担 区 詳 細

負担区の区分		1㎡当りの 受益者負担金 額	施行年度	地 区 名
公共下水道五条川右岸 流域関連事業	第1次負担区	190円	平成9年4月1日	三ツ井地区
	第2次負担区	170円	平成28年4月1日	丹陽町伝法寺地区
公共下水道第3期拡張 事業	第3次負担区	190円	平成10年4月1日	両郷・牛野地区
	第4次負担区	190円	平成14年4月1日	小島地区
	第5次負担区	190円	平成18年4月1日	浅野・馬見塚地区
公共下水道日光川上流 流域関連事業	第1次負担区	190円	平成16年4月1日	馬引・毛受・一色・ 奥町・起・三条・ 東五城・西五城・ 竈屋・黒田中央東・ 玉ノ井東地区
	第2次負担区	190円	平成20年4月1日	妙興寺・小信中島・ 三条・東五城・ 黒田・玉ノ井中地区
	第3次負担区	190円	平成21年4月1日	今伊勢地区
	第4次負担区	190円	平成24年4月1日	小信中島・富田・ 西五城・開明・ 竈屋・里小牧・ 外割田地区
	第5次負担区	200円	平成31年4月1日	門間・里小牧・ 黒田地区
	第6次負担区	200円	令和4年4月1日	玉ノ井地区
	第7次負担区	200円	令和7年4月1日	里小牧地区
公共下水道日光川上流・ 五条川右岸流域関連事業 及び公共下水道第3期 拡張事業	市街化調整区域 負担区	230円	平成26年4月1日及 び 令和5年4月1日 一部改正	市街化調整区域